

京都市京北森林公園条例（平成17年3月25日京都市条例第58号）（産業観光局農林部林業振興課）

京北町の区域の編入に伴い、同町において設置されている京北町森林公園を引き継ぎ、本市における林業の振興に資するため、森林及び林業に対する市民の理解を深める活動、林産物の生産活動その他の活動の用に供するための施設として、京都市京北森林公園（以下「森林公園」といいます。）を設置することとしました。

主な内容は、次のとおりです。

1 森林公園の位置は、次のとおりです。

京都市右京区京北塔町愛宕谷25番地の3

2 森林公園においては、次の事業を行います。

- (1) 森林及び林業に関する体験活動のための施設の提供
- (2) 山村と都市との交流を促進する活動のための施設の提供
- (3) 林産物の生産活動のための施設の提供
- (4) 林産物の紹介、展示及び販売
- (5) 森林及び林業に関する情報の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

3 森林公園の開園時間及び休園日は、次のとおりです。

- (1) 開園時間 午前9時から午後5時まで
- (2) 休園日 1月1日から同月5日まで及び12月27日から同月31日まで

4 森林公園の使用料は、次のとおりです。

区 分	単 位	使 用 料
きのこ狩り	1人につき1回	500円

きのこ栽培体験	1回につき1本	1,000	
野外炉	1基につき1回	1,000	
作業施設	高圧殺菌がま	1時間	1,000
	接種室	1回につき接種50 0回までごと	2,000
	培養室	1日	100
付属設備	市長が定める。		

5 使用の許可その他森林公園を管理するために必要な事項を定めています。

6 森林公園は、地方自治法に規定する重要な公の施設として位置付けています。

7 京北町の区域の編入に伴う必要な経過措置を定めます。

この条例は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行することとしました。

京都市京北森林公園条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市条例第58号

京都市京北森林公園条例

(設置)

第1条 本市における林業の振興に資するため、森林及び林業に対する市民の理解を深める活動、林産物の生産活動その他の活動の用に供するための施設を次のように設置する。

名 称 京都市京北森林公園

位 置 京都市右京区京北塔町愛宕谷25番地の3

(事業)

第2条 京都市京北森林公園（以下「森林公園」という。）においては、次の事業を行う。

- (1) 森林及び林業に関する体験活動のための施設の提供
- (2) 山村と都市との交流を促進する活動のための施設の提供
- (3) 林産物の生産活動のための施設の提供
- (4) 林産物の紹介、展示及び販売
- (5) 森林及び林業に関する情報の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(開園時間及び休園日)

第3条 森林公園の開園時間及び休園日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

開園時間 午前9時から午後5時まで

休園日 1月1日から同月5日まで及び12月27日から同月31日まで

(使用の許可)

第4条 野外炉及び作業施設を使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。

(利用制限等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、森林公園の利用を制限し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。

(使用料)

第6条 きのこと狩り又はきのこと栽培体験をしようとするもの及び使用の許可を受けたものは、別表に掲げる使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(特別の設備)

第9条 使用の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、使用しよ

うとする施設に特別の設備をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

(地位の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることができない。

(原状回復)

第11条 使用者は、森林公園の使用を終了し、又は使用の許可の取消しを受けたときは、速やかに原状に復して市長の検査を受けなければならない。

(管理委託)

第12条 森林公園の管理は、市長が適当と認める公共的団体に委託することができる。

(委任)

第13条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行する。

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前に旧京北町森林公園の設置及び管理に関する条例（以下「旧町条例」という。）第4条第1項の規定による承認の申請を行ったものであって、この条例の施行の際承認又は不承認の処分を受けて

いないものは、第4条の規定による許可の申請を行ったものとみなす。

3 この条例の施行の日前に旧町条例第4条第1項の規定による承認を受けたものは、第4条の規定による許可を受けたものとみなす。

4 前2項に規定するもののほか、旧町条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によってしたものとみなす。

(関係条例の一部改正)

5 重要な公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1産業・消費生活関連施設の項中「産業技術研究所」の右に「京北森林公園」を加える。

別表（第6条関係）

区 分		単 位	使 用 料
きのこ狩り		1人につき1回	500円
きのこ栽培体験		1回につき1本	1,000
野 外 炉		1基につき1回	1,000
作業施設	高圧殺菌がま	1 時 間	1,000
	接 種 室	1回につき接種50 0回までごと	2,000
	培 養 室	1 日	100
付 属 設 備		別に定める。	

備考 森林公園の開園時間を超えて野外炉を使用する場合の使用料は、この表に掲げる額に1.5を乗じて得た額とする。

(産業観光局農林部林業振興課)